

Keep Growing Up Club 会則

第一章 総則

第一条 (名称)

本会は、「Keep Growing Up Club」と称す。

第二条 (事務所所在地・本会の運営する施設)

本会の事務所は、想いをカタチにする株式会社内(所在地：東京都中央区銀座二丁目13番16号)に置く。

第二章 目的及び事業

第三条 (目的)

本会は、己の人生を自分らしく充実させたいと願う女性が、互いの才能を出し合うことで、美しく輝かしい毎日を送り、無理なく自然に支援しあうことを目的とする。

第四条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. オフ会及びオンラインイベントの開催
2. ランチ会及びお茶会の開催
3. 会員間の情報交換及び相互交流並びに会員のライフワーク活動全般の援助

第三章 会員

第五条 (会員)

1. 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する女性とする。
2. 会員として入会を希望する者は、本会が定める入会フォームより申し込むこととする。
3. ネットワークビジネス(連鎖販売取引)に関わる者の入会を禁止し、その勧誘、販売等を本会事業内で行ってはならない。また、本会の会員を、本会事業内で、他の交流会、団体に勧誘してはならない。

第六条 (入会費及び年会費)

会員は、次の入会費及び月会費もしくは年会費を納入しなければならない。

1. 入会費 5,000円(税込)
2. 月会費 5,000円(税込)
3. 年会費 50,000円(税込)

※会費の支払い形態は月会費・年会費のいずれかを選択する。

※入会費・月会費もしくは年会費の支払いをもって入会完了とする。

※月会費の会計期間は納入日の翌月1日より1か月とする。

※年会費の会計期間は納入日の翌月1日より1年間とする。

※会費納入先: ゆうちょ銀行 普通 〇一八店 7391206 想いをカタチにする株式会社

※振込手数料は会員となる者の負担とする。

第七条 (変更の届出)

会員は、氏名もしくはメールアドレス、その他連絡先を変更したときは30日以内に本会に

届け出なければならない。

第八条（地位譲渡等禁止）

会員は、その会員としての地位その他本会に対する権利を、第三者に譲渡し、または、質入その他担保に供してはならない。

第九条（表明および保証）

会員は、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証する。

第四章 運営

第十条（運営事務）

1. 本会において、運営事務は想いをカタチにする株式会社が行う。
2. 運営事務は、本会の会則・運営方針、その他の事項につき規定を定め、これを改廃し、決定を行うことができる。

第十一条（免責）

第四条第三号に定める事業において、本会は会員への情報交換、相互交流、ライフワーク活動全般の援助を行うのみであり、経済的利益を保障するものではない。また、本会の目的および事業以外での会員間のトラブル等については、本会は免責されるものとし、会員間で解決するものとする。

なお、本会則にともなう全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第五章 会員資格の得喪及び除名

第十二条（退会）

会員は、運営事務を担当する想いをカタチにする株式会社に対して書面もしくはメール・電話による退会の意思表示を行うことにより本会を退会することができる。但し、この場合、既に支払われた入会費及び月会費・年会費は一切返還しないものとする。

第十三条（除名）

本会則に違反し、または本会の名誉もしくは信用を毀損し、または他の会員と紛争もしくは不和を惹起した会員がある場合、また会員・本会に対し不快感を与える言動、行動が見受けられた場合、運営事務はその会員を除名することができる。

第六章 解散

第十四条（解散）

1. 本会は、運営事務の決定により解散する場合がある。
2. 前項により、解散がなされた場合、本会のすべての取扱いを、運営事務が決定するものとする。